南砺市病院及び診療所の使用料及び手数料条例の一部改正について（概要）

１　改正理由

（１）社会保険診療報酬支払基金法の改正に伴う改正

医療法等の一部を改正する法律（令和７年 12 月 12 日法律第 87 号）により、社会保険診療報酬支払基金法の題名及び法人名が改正されたことから、条例中の文言について所要の改正を行うもの。

（２）使用料及び手数料の額等の改正

診療報酬の改訂、検査項目の追加並びに廃止等により、使用料及び手数料の一部を改正するもの。

２　パブリックコメント実施期間

令和８年 10 月 23 日（金）から令和８年 11 月５日（木）まで

３　改正内容

（１）社会保険診療報酬支払基金名称の改正（第３条関係）

条例第３条中「社会保険診療報酬支払基金」の名称を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改正するもの。

（２）南砺市病院及び診療所の使用料及び手数料の一部改正（別表第１関係）

診療報酬の改定等に伴い、条例別表第１に規定する南砺市病院及び診療所の使用料及び手数料の額等を改正するもの。

〇主な改正事項

・人間ドック等の使用料及び手数料の改正
・検査項目の追加又は廃止
・表中の備考欄等における文言の改正

４　施行日

令和９年４月１日

※ただし、上記の改正内容（１）については、公布の日から施行する。